

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊関西補給処
三軒屋弾薬支処会計科長 小 林 浩 司

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	単 位	引取場所	引渡期限	備考
真鍮屑（1号）ほか6件	下記のとおり			三軒屋駐屯地	代金納付の日から5日以内 (令和8年7月31日まで搬出)	別紙 「売払処置 要領」の とおり
(内訳)						
真鍮屑（1号）		9,236	k g			
真鍮屑（並）		143	k g			
鉄屑（級外）		7,723	k g			
鉄屑（1級）		5,875	k g			
鉄屑（2級）		268	k g			
アルミ屑（雑）		1,223	k g			
亜鉛屑（その他）		646	k g			
合計		25,114	k g			

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けた者のうち、「物品の買受け」の等級が「C等級」以上に格付され、競争参加地域が中国地域の競争参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所

入札資料等は、次に示す期間、陸上自衛隊関西補給処三軒屋弾薬支処会計科事務室において配布する。

希望者には、メール又は郵送する。

令和8年5月15日（金）～令和8年6月4日（木）（土曜・日曜・祝日の間を除く 9：00～16：00）

4 説明会及び入札の日時及び場所

- 説明会
実施しない。
ただし現場確認を希望する者には個別に対応するので、第13項（11）に示す担当者に事前に調整すること。

- 入 札

ア 日 時： 令和8年6月8日（月）11時00分

イ 場 所： 岡山県岡山市北区宿978 陸上自衛隊三軒屋駐屯地 駐屯地援護室

5 保証金等に関する事項

- 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- 契約保証金：免除とする。ただし契約者が契約を履行しない場合、契約金額の10/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額を徴収する。

6 入札の無効

- 第2項に示した入札参加資格の無い者の入札
- 入札に関する条件に違反した者の入札
- 入札金額が明瞭でない入札
- 入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札
- 電報、電話、FAXによる入札
- 郵便入札の場合、開札時刻までに到着しなかった札

(7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 総品目の総額により決定する。
- (2) 入札金額は**消費税込み**とし、当隊所定の予定価格以上の金額で、かつ最高価格の有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約書等の作成

落札者は落札決定後、契約書を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出する。

9 適用する契約条項

適用する契約条項は、駐屯地用標準契約の不用物品売払契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

10 代金納入

- (1) 代金納入期限 代金納付の日を含め5日以内（土・日・祝祭日を含める。）令和8年7月31日までに搬出完了する事。
- (2) 代金納入要領 納入告知書又は口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

11 所有権移転の時期

当該物件の引渡し完了したとき。

12 免責事項

- (1) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (2) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (3) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (4) 売払い物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任においておこなうこと。

13 その他

- (1) **現場確認をしなかった事によって生じる不利益は買受人の負担とする。**
- (2) 入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (3) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、令和8年6月4日（木）17時までに提出すること。
- (4) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。（様式随意）
- (5) 本件入札においては郵便入札を可とする。
- (6) 再度の入札となった場合は、別途連絡する。
- (7) 市価調査等依頼の場合は協力されたい。
- (8) 郵便入札により参加する場合は、**6月5日（金）17時00分** 到着分まで有効とする。
入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、必ず便着の確認をすること。
- (9) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (10) 入札及び契約事項に関する問い合わせ
連絡先： 関西補給処三軒屋弾薬支処 会計科 契約班 担当： 新井
TEL： 086-228-0111（内線345） FAX： 086-228-0113（直通）
メールアドレス： fin-sangenyama@inet.gsdf.mod.go.jp
- (11) 現場確認・引取に関する問い合わせ
連絡先： 関西補給処三軒屋弾薬支処 補給科 担当： 郷原
TEL： 086-228-0111（内線278）

本公告は、陸上自衛隊三軒屋駐屯地会計科、自衛隊岡山地方協力本部

陸上自衛隊三軒屋駐屯地ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/sangenyama/>)に掲示している。

売払処理要領

- 1 引渡し日時については、事前に保管責任者と調整すること。
- 2 引渡し要領は官側の指示による。
- 3 引渡しにあたっては、運搬途中における散逸を防止するため、収納袋等で梱包し、その必要経費は契約の相手方の負担とする。
- 4 秤量については、官側と調整・合意のもとに行うものとし、その必要経費は契約の相手方の負担とする。
- 5 契約の相手方は、解体前の金属屑を工場外へ持ち出したり、他の業者へ売却してはならない。
- 6 解体要領は、事前に官側の承認を受けること。
- 7 引渡し場所での喫煙及び発火具の持ち込みは禁止する。
- 8 引渡し作業中、建物及び物品に損害を与えた場合、請負者の責任において原形に復旧するものとする。
- 9 処理写真は、官側の指示するところを撮影し、処理終了後に提出するものとする。
- 10 契約の相手方は、契約担当者の承認を受けずに契約状況を第三者に開示してはならない。
- 11 本処理中に疑義を生じた場合は、直ちに官側に報告し、指示を受ける。